

○札幌市緑地保全・緑化推進法人の指定に関する要綱

令和2年3月25日
建設局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、都市緑地法(昭和48年法律第72号。以下「法」という。)第69条第1項に規定する緑地保全・緑化推進法人の指定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑地保全・緑化推進法人 法第69条第1項に規定する緑地保全・緑化推進法人をいう。(以下、推進法人という。)
- (2) 市民緑地 法第55条第1項に規定する市民緑地をいう。

(指定の要件)

第3条 推進法人として指定するための要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人、又は都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社であること。
- (2) 法第70条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者であること。
- (3) 市民緑地の設置及び管理を業務とする者については、市民緑地に関する必要な施設整備の能力及び資金力、緑地管理の能力及び資金力を有する者であること。
- (4) 緑地の買取り及び買い取った緑地の保全を業務とする者については、資金力及び緑地を適正に管理する能力を有する者であること。

(指定の手続)

第4条 法第69条第1項の規定に基づき推進法人の指定を受けようとする者は、札幌市緑地保全・緑化推進法人指定申請書(様式第1号)に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、前条に規定する要件を満たしていると認められるときは、札幌市緑地保全・緑化推進法人指定書(様式第2号)により指定を行うものとする。

(変更の届出)

第5条 法第69条第3項に規定する変更の届出は、札幌市緑地保全・緑化推進法人変更届(様式第3号)によるものとする。

(公示の方法)

第6条 法第69条第2項及び第4項並びに第73条第2項の規定による公示は、市の掲示場へ掲示することにより行う。併せてインターネットによる公表を行うことができる。

(報告の徴収)

第7条 市長は、推進法人に対し、各会計年度の終了後速やかに前年度分の事業報告書、収支決算書、当年度の事業計画書及び収支予算書をもって事業の実施状況について報告をさせなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、推進法人に対し、前項に掲げるもの以外の資料の提出を求めることができる。

(改善命令等)

第8条 市長は、推進法人に対し、法第72条の規定による改善に必要な措置の命令(以下「改善命令」という。)をするときは、札幌市緑地保全・緑化推進法人改善命令書(様式第4号)により行うものとする。

2 推進法人は、改善命令に基づき必要な措置を行ったときは、その内容を札幌市緑地保全・緑化推進法人改善報告書(様式第5号)により、改善措置完了後速やかに市長に報告するものとする。

(指定の取消し)

第9条 市長は法第73条の規定による推進法人の指定の取消しをするときは、札幌市緑地保全・緑化推進法人指定取消書(様式第6号)により推進法人にその旨を通知するとともに、同条第2項の規定により公示するものとする。

2 市長は、前項の規定による指定の取消しを行う場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)の規定に基づき聴聞を行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進法人の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。